

2019年9月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2019年9月10日（火）

◎荒川 徹議員 会派質疑（60分）

- プラスチックごみの減量に向けた対策について
- 「下関北九州道路」について
- 介護保険制度について
- 子ども医療費支給制度について
- 老朽危険空き家の対策について
- 児童虐待防止対策について



荒川徹議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

- 北橋市長（プラスチックごみの減量）（児童虐待防止対策）
- 環境局長（プラスチックごみの減量対策）
- 建築都市局長（下関北九州道路）（老朽空き家対策）
- 保健福祉局長（介護保険制度）
- 子ども家庭局長（子ども医療費の拡充）（児童虐待防止対策）

- 荒川徹議員の再質問（プラスチックごみの減量対策）
- 環境局長の答弁
- 荒川徹議員の質問（介護保険）
- 保健福祉局長の答弁
- 荒川徹議員の質問
- 保健福祉局長の答弁
- 荒川徹議員の要望

以上

2019年9月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2019年9月10日（火）

◎荒川 徹議員 会派質疑（60分）

●プラスチックごみの減量に向けた対策について

まず、プラスチックごみの減量化に向けた対策について尋ねます。

2018年度に、本市で処理された一般廃棄物は341,902トンであり、2013年度の364,811トンから減少しています。他方で、2018年度のごみの組成・乾燥別構成比のプラスチックの割合は13.2%で、2013年度の11.5%から増加しています。

この間、東南アジアなどの途上国に輸出された大量のプラスチックごみが、適切に処理されずに海洋に流れ出し、海洋生物がポリ袋やプラストローを飲み込み、衰弱し死に至るケースや、海水中の有害物が付着したプラスチックごみを飲み込んだ海鳥が毒されるケース等、深刻な海洋汚染を引き起こしていることが問題になっています。

また、直径5mm以下の小さなプラスチックの欠片、「マイクロプラスチック」を取り込んだ魚や貝が見つかっており、日本でも琵琶湖や東京湾、大阪湾などで捕獲された魚のうち、約4割が「マイクロプラスチック」を消化管に取り込んでいたとの調査結果もあります。

こうした状況を受けて、有害廃棄物の国境を越えた移動を規制するバーゼル条約が改定され、2021年から相手国の同意のない汚れたプラスチックごみの輸出は禁止されます。

世界全体のプラスチック生産量は年間約3億8千万トンに及び、その半分が一回限りの使い捨てで、毎年約800万トンが陸から海へと流れ込んでいると言われ、日本からも、河川などを通じて日本近海に年間2～6万トンものプラスチックごみが流出しているとされています。このままだと、2050年までに海洋に流出したプラスチックの総量が魚の総量を超えてしまうとの予測を、本市のホームページでも紹介しています。

1人当たりの使い捨てプラスチックの廃棄量が米国に次いで2番目に多い日本は、年間約900万トンのプラスチックごみを排出し、そのうち約100万トンを経済圏外に輸出してきました。今回の輸出規制に対して、迅速で有効な対策を取らなければ深刻な事態に拍車がかかることとなります。

また、生物に取り込まれた「マイクロプラスチック」の食物連鎖を通じた人体や生態系に与える影響についての詳細は、まだ明らかにされていませんが、海洋プラスチックごみをはじめプラスチックごみ対策は、いまや地球の将来がかかった大問題となっています。

政府は、プラスチックごみの国内処理で、85.8%が有効利用されているとしていますが、多くは「熱回収」されているというのが実態です。地球温暖化防止の観点からも、抜本的な対策が求められており、不必要なプラスチック製品や、紙など代替品があるプラ製品をつくらない「減プラスチック社会」に踏み出すことが必要であります。

本市は、国から「SDGs 未来都市」に選定され、「SDGs」のトップランナーを標榜しています。そのSDGsは、「海の豊かさを守ろう」との目標を掲げており、本市として海洋のプラスチック汚染防止を含めて、他都市に先駆けた先進的な取り組みを行うべきです。

そこで、プラスチックの「大量生産・大量消費・大量廃棄」からの転換に向けた実効のある仕組みづくりのために、生産から廃棄までメーカーが責任を負う「拡大生産者責任」を徹底すること。また、容器包装プラスチックごみのリサイクルルートにのらない、いわゆる製品プラスチックのリサイクル対策を本格的にすすめていくことが必要であります。そのために、早急な法整備などを国に求めるべきであります。市長の見解を尋ねます。①

今年2月8日、政府は4月から中央省庁や裁判所等の国の機関における、食堂や庁舎等で営業を行う小売業務について、ペットボトルや使い捨てのコップ等のワンウェイプラスチック製容器等の排出を抑制するための基準を閣議決定しました。各地の出先機関や独立行政法人も対象とされ、外部に会議の運営を委託し、飲料を提供する場合はワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこととしており、これは、注目すべき動きであると考えます。

一方、本市の市役所など、市関係庁舎内で発生するプラスチック製容器包装やプラスチック製品については、一般ごみとして廃棄処分しています。

本市として、役所が率先してプラスチックごみの減量化を推進するために、国にならって同様の取り組みを検討すること。また、市として、市内に店舗を展開する大手外食産業や、フードコートのあるショッピングセンターなどに、例えば使い捨てのストローやカップ、スプーンなどをプラスチック以外の素材に変更することを働きかける等、積極的な取り組みが必要であります。市長の見解を尋ねます。②

●「下関北九州道路」について

次に、「下関北九州道路」について尋ねます。

国の事業となった「下関北九州道路」について、国土交通省九州地方整備局は8月19日、海上部の地質、気象、海象等の調査、概略構造の検討、民間資金を活用した整備手法（PFI等）の検討を目的に、直轄調査の業務委託に関する手続き開始の公示を行いました。その履行期間は、来年3月13日までとなっています。

今回の国土交通省の調査により、「下関北九州道路」についての具体的な検討が進められることとなります。3月議会で私の質問に当時の建築都市局長は、「財政についても市の負担はできるだけ少ないほうがいいというのは当然」、「それに向けてどういうふうにしていくことがいいのか、それでPFI的手法とか有料道路事業とか、こういったものをベストミックスしてどういうふうになるのか、まずはその辺が決まらないとお話しできない」と答弁しました。

九州新幹線長崎ルートの問題で、佐賀県の武雄温泉―新鳥栖間について、与党検討委員会が8月5日、佐賀県が望んでいない複線の専用軌道を新設するフル規格で整備する方針を決

めたことについて、佐賀県知事は「中央からの押し付け」、「国がやろうとしている地方創生はこういうやり方なのか」と怒りを爆発させたと報道されています。

九州新幹線に関する佐賀県のスタンスと、「下関北九州道路」についての本市のスタンスは違いますが、少なくとも佐賀県は地元の財政負担について、明確な立場をもって臨んでいるということではないでしょうか。

そこで地元負担に関して再度尋ねます。国が今回の調査結果をもとに、今後の事業内容について提示した際、本市は無条件でそれを受け入れるのか、それとも建設事業費、維持管理費についての前提条件をつけて臨むのか。答弁を求めます。③

「下関北九州道路」の構造形式検討にあたっての、物流企業・旅行者へのヒアリング調査について尋ねます。

複数の企業が、下関側で接続する橋梁の重量制限、トンネルの高さ制限がネックになる、アクセスが良くないと回答しています。このことは、「下関北九州道路」の本体を整備しても、接続道路が現状のままでは物流の代替機能を果たすことができないことを示しています。山口県は、彦島ICから下関西道路を建設し、中国道につなぐ約15kmの道路整備を国に要請しているということですが、果たしてそれが実現するのか、予断を許しません。

そこで、現在計画されている「下関北九州道路」が物流機能の代替を果たすことができるのか。答弁を求めます。④

次に、自然災害があっても通行できる道路という点について尋ねます。

当局は、「下関北九州道路」が山間部を通行するものではないので、大雨による万一の土砂災害の影響は受けないとしています。また、仮に被害が生じても早期に復旧できる工夫をした道路を作りたいとしています。しかし、これまでも指摘してきたように、関門橋は風速20m、都市高速は25mで通行止めになり、大雪等の様々な気象条件で通行が制限されます。

異常気象時や、地震や津波等の災害が発生しても早期に復旧できる工夫とは何か。「下関北九州道路」に限ってそのような工夫があるとすれば、それはどんなことを指しているのか。答弁を求めます。⑤

●介護保険制度について

次に、本市の介護保険制度について尋ねます。

本市は、政令市中最高の高齢化率のもとで市民の介護ニーズは、他都市に比べても切実であると考えます。一方、政令市中最低の市民所得を背景に、保険料や介護を受けた際の利用者負担が多く市民に重くのしかかっています。

一方、政府・財務省の財政制度等審議会は今年6月、「令和時代の財政の在り方に関する建議」を取りまとめ、財務大臣に示しました。そのなかで社会保障分野のうち介護については、再来年度から始まる第8期介護保険事業計画策定に向けて、要介護1・2の生活援助

サービス等の地域支援事業への移行、生活援助サービスを対象とした支給限度額の設定又は利用者負担割合の引き上げ、ケアマネジメントの利用者負担の導入の検討などを要請しています。

そうした制度の改悪は、介護サービスの質や、介護従事者の処遇低下を招き、被保険者と家族の負担を増加させるものであり、絶対に看過できないものです。当局の見解を尋ねます。

⑥

次に、保険料の負担軽減について尋ねます。

平成 30 年度、自ら保険料を納める普通徴収対象者が本市では 25,100 人でしたが、そのうちの 28.7%にあたる 7,226 人が保険料を滞納しています。保険料滞納により 204 人が給付制限を受け、介護サービスが必要な状態にもかかわらず 130 人がサービスを受けることができていません。

この現状を踏まえて、所得がない又は低所得の被保険者の介護保険料の負担軽減をはかるべきです。その際、その財源については介護保険特別会計とは別枠で確保することの検討を求め、見解を尋ねます。⑦

●子ども医療費支給制度について

次に、子ども医療費支給制度の改善について尋ねます。

厚生労働省の 2018 年度調査で、子どもの医療費を高校卒業まで助成している市町村が入院、通院ともに 3 割を突破していることが明らかになりました。「中学校卒業まで」と合わせると、入院も通院も約 9 割に達します。

一方、本市の制度は、入院は中学校卒業までとなっていますが、通院は小学校卒業までにとどまっており、しかも一部負担を導入しています。

わが党は再三にわたってその改善をもとめてきましたが、当局は判で押したように、「国に対する助成制度の創設や、県に対する助成拡充の働きかけを積極的に行ってまいりたい」と答えるばかりです。そうしたなかで、さきほど指摘したように、全国的に自治体独自の努力により、急速に改善が進んでいます。今や本市は、「子育て日本一」の看板を掲げながら、子ども医療費支給制度の後進自治体になっています。

改めて、子ども医療費支給制度を、当面通院についても中学校卒業まで完全無料化するよう求め、見解を尋ねます。⑧

●老朽危険空き家の対策について

次に、本市の老朽危険空き家対策について尋ねます。

本市内において年々増加傾向にある空き家が、地域にさまざまな影響を及ぼしており、安全・安心なまちづくりを進めるうえで、その対策は喫緊の課題となっています。

市長は 6 月議会の予算特別委員会において、「空き家対策は、啓発、適正管理、流通や除

却に至るまで幅広くさまざまな取り組みが必要であり、今後も、空き家の適正管理を啓発し、関係部局、民間事業者とも連携を図り、快適に暮らせる居住環境の実現に向け、限られた予算の中であるが、選択と集中によって総合的に空き家対策に取り組んでまいると答弁しました。

老朽化し、危険な状態にある空き家について、近隣住民からの相談を受けて、担当課が所有者や相続権者に対し、指導を行うなどの対応の結果、一定数の物件が解体・撤去されているものの、繰り返し連絡をしても対応されないケースが多く、対応に苦慮しているのが現状です。

市長は、「もう待ったなし」との認識を示し、今年度からモデル地区を選定して、複数の空き家の面的対策の検討などを行うとしています。新たな対策が実績をあげることは、それとして期待しますが、当局が把握している対象物件は各地に散在しており、モデル地区の対象となる物件は限定的と思われる。

権利関係が複雑に絡み合い、除却についても多額の費用を要することから、担当課による長期にわたる粘り強い説得が必要であります。

そこで、所有者や相続権者に対する文書での連絡、指導に回答がない場合は、担当者が直接所有者や相続権者を訪問し、面談により解決をはかることを基本に取り組みをすすめること。併せて、そのために必要な人員を十分に配置するとともに、除却に係る補助金の総枠の増額を含めて、予算を確保することを強く求めるものです。答弁を求めます。◎

●児童虐待防止対策について

最後に、児童虐待防止のための本市の取り組みについて尋ねます。

2018年度の全国の児童相談所での虐待の相談対応件数について厚生労働省は、前年度比2万6072件増の15万9850件になったと発表し、過去最悪を記録しました。

統計を取り始めた1990年度から28年連続の増加となっておりますが、虐待によって子どもが死亡する事件が社会問題化し、通報が増加していることも影響しているとみられています。

昨年度、本市の子ども総合センターがまとめた昨年度の本市内での児童虐待対応件数は、前年度より348件増の1,487件となりました。前年度と比べて、全国が約2割増であるのに対し、本市の件数は約3割増とより深刻な結果となりました。

子どもへの虐待による痛ましい事象が後を絶たない昨今、本市の全ての子どもが虐待から守られ、愛される幸せを実感して生きていくことができるよう、市民一丸となって子育て支援を充実し、子どもの命と育ちを守ろうと、本市では、議員提案による「北九州市子どもを虐待から守る条例」が全会一致で制定され、本年4月1日に施行されました。

わが党は、本市の児童相談所について、その充実を図る為に、児童福祉司の配置を拡充し、児童相談所の複数設置を検討すること。合わせて、児童養護施設の拡充、一時保護所の体制を充実するため立地の見直しを検討することを提案してきました。

そのことを踏まえて、以下質問します。

一点目は、本市は児童虐待対応の更なる強化を図るため、子ども総合センター及び区役所子ども・家庭相談コーナーの体制を強化するとしていますが、国が示している人的体制整備の進捗状況、及び適切な支援にむけて取り組みの経験を蓄積し、担当者の能力を向上させるための人員確保と、人事上の配慮について、答弁を求めます。⑩

二点目に、一時保護所の抜本的な改善についてです。児童虐待相談対応件数の増加とともに、一時保護の件数も増加しています。

「北九州市子どもを虐待から守る条例」第17条は、市として虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援を行うよう努めることを求めています。

そこで一時保護所については、現状のような街なかの閉鎖的な空間から、子どもたちの心身の回復に資するよう、自然に囲まれた開放的な環境が必要であります。施設の立地の見直しについて、答弁を求めます。⑪

荒川徹議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長

(プラスチックごみの減量)

プラスチックごみにつきまして、減量化の取り組みを検討せよとのご質問であります。

プラスチックごみの削減につきましては、国のとりくみとも歩調を合わせ、自治体としてとりくむべきプラスチックごみ対策として、今年度から北九州市プラスチックスマート推進事業をスタートさせています。この事業では排出削減、リユースリサイクル、徹底改修の観点での取り組みに加えまして、議員ご質問の市役所の率先垂範につきましても、積極的に取り組み、総合的なプラスチックごみ対策を実施することにしております。

市役所の率先垂範であります。具体的には、庁舎内の買い物などにおいて、マイバッグを使用するよう努めること。水分を補給の際には、マイボトル、マイバッグを使用するよう努めること。また会議等の会合での飲料は、缶など別素材での提供に努めること。会議イベント等での啓発グッズの包装などに、使い捨てプラスチックを使用しないよう努めること。職場外でも不要な使い捨てプラスチックの削減に努めること。市が開く会議を業者に委託して運営する際、飲み物をペットボトルで提供しないよう努めていただくこと。このように本年10月から市役所の率先垂範として実施したいと考えております。現在周知に向けた準備を進めております。

また、議員から大手外食産業などへの働きかけについてのお尋ねですが、本市はこれまでもプラスチックごみ削減に向けて、市内に店舗を構える小売業者などと意見交換を重ねてきております。その結果昨年3月、市の呼びかけにより、市内スーパー7社、北九州市環境衛生総連合会、北九州市消費問題婦人協議会の2つの団体と協定を締結して、6月にレジ袋の無料配布中止を実施し、年間で2143万枚のレジ袋削減をしたところであります。

今後とも民間事業者のみなさまが独自に、プラスチックごみ対策を講じていただく機運が高まるよう、例えばストローを別素材に変えるなど先進的な取り組みにつきまして、11月に実施する約800社の大規模事業所を対象とした廃棄物管理責任者講習会におきまして、協力を求めるなど、あらゆる機会を通して、積極的に発信してまいります。

（児童虐待防止対策）

次に児童虐待防止対策につきまして、一時保護所の立地の見直しについてご質問がございました。

子ども総合センターの一時保護所は複合ビルの中にあります。このため、子どもたちのストレスを和らげることが大切と考えており、これまでスポーツや遊戯のための屋内体育施設や屋外テラスの設置、安全に最高に配慮した窓への改造、近隣の公園や図書館などへの所外活動の充実、子どもたちの心の傷をいやすための心理士の配置等、ソフト、ハード面における様々な工夫改善を行ってまいりました。

また施設の立地につきましては、有識者の意見として交通の利便性が高く、気軽に相談に来ることができること。また同じ施設に入居する多数の福祉関係団体との有機的な連携により、きめ細やかで効果的な処遇を行うことができること。また一時保護部門と相談部門、判定部門との一体化により、子どもたちの多面的な観察ができること、このように多くのメリットがあると言われております。

有識者からもこうしたメリットを踏まえて、様々な工夫を行うことで、現在の場所で一時保護所としての機能を十分果たすことができるというご意見をいただいております。

こうした中、国は、昨年7月に一時保護ガイドラインを定めました。これは第三者機関による一時保護所の視察や意見聴取など、子どもの権利を保障する仕組みを設けること、また意見箱の設置など子どもの意見が適切に表明されるような配慮が必要であること。このように子どもの権利擁護の視点などを踏まえた一時保護の在り方が示されたところです。

本市におきましては、一時保護所の立地の見直しは考えておりませんが、このガイドラインを受けて来年度から子どもの権利保障や一時保護の環境などを評価項目に盛り込んだ第三者評価を導入することにしております。こうした取り組みを通じて、一時保護における質の確保向上に努めてまいりたいのであります。

今後とも一時保護所においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアができるように、しっかりと取り組んでまいります。

■環境局長

（プラスチックごみの減量対策）

私からはプラスチックごみの減量について、拡大生産者責任の問題、そして製品プラスチックのリサイクル、これについてお答えを申し上げます。

プラスチックごみにつきましては、海洋へ流入することにより、海洋生物の生態系へ大きな影響を及ぼすことが懸念されるなどの報道をきっかけといたしまして、環境汚染や有効利用率の低さ、そして廃プラスチックの輸入規制に伴う処理の問題など、社会的な課題とな

っているところでございます。

議員ご指摘の製品プラスチックのリサイクル、これにつきましては、平成28年度に国の中央環境審議会におきまして、容器包装以外の製品プラスチックの一括回収の実証研究を検討実施すべきという報告がなされました。このことから環境省は平成29年度に本市を含めまして全国7都市で実証事業を実施いたしました。

この実証結果などを踏まえまして、国が今年5月に策定をいたしましたプラスチック資源循環戦略では、製品プラスチックを含めたプラスチック資源全体について、幅広い関係者にとってわかりやすく効果的・合理的で持続可能な分別回収、リサイクルを適正に推進するよう、国がその在り方を検討することと、してございます。

このため、国においては今後もこの戦略にもとづきまして、製品プラスチックにつきましても、法整備を含め、持続可能な回収・リサイクルシステムの検討を進めていくものと考えているところでございます。

本市といたしましては、これまでも大都市環境保全主幹局長会議、これらを通じまして、本件について、国へ提案をしてきたところでございます。

今後とも実証事業に参加するなど、製品プラスチックのリサイクルに向けた国の検討に積極的に協力していきたいと考えているところでございます。

なお議員ご指摘の拡大生産者責任、これにつきましては、生産者が製品使用段階だけでなく廃棄、リサイクル段階まで責任を負う、というこれはOECDにより提唱された考え方でございます。こういう考え方にもとづきまして、これまでも容器包装リサイクル法や家電リサイクル法、さらに自動車リサイクル法など、順次法整備がなされてきております。

このようなことから製品プラスチックについても、その動向を注視してまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

■建築都市局長

(下関北九州道路)

下関北九州道路についてのうち、前提条件を付けて挑むのかというご質問でございます。

下関北九州道路は、北九州市と下関の都市部を結び、既存道路ネットワークの課題解消や関門トンネル、関門橋の老朽化への対応と、代替機能の確保、さらには循環型ネットワークの形成により、関門地域の一体的発展を支える重要な道路でございます。

そのため、この道路の早期整備に向けて、山口県、福岡県、下関市、そして北九州市の二県二市におきまして、経済界、地元関係者とともに、長い間政府に対して要望してまいりました。このとりくみが実り、この2年間、国の道路調査費補助を受けまして、下関北九州道路調査検討会において調査検討を重ね、本年3月にその成果をまとめ、国に報告いたしました。

その結果、国に道路の早期整備の必要性を理解していただき、今年度国が直轄調査に着手することを発表し、8月19日に国土交通省九州地方整備局が、下関北九州道路に関する調査検討業務を委託する入札契約手続きを公示いたしました。

その調査には、民間資金を活用した整備手法の検討が含まれておりまして、実現可能な

事業スキームの要件などを整備しながら、有料道路事業の採算性を確保しつつ、一般道路事業やPFI的手法といった、事業手法の中から最適な組み合わせを探っていただけるものと考えております。

その中で民間と公共、国と自治体の役割分担や負担についても明らかになってくるものと考えております。

9月6日に行いました、下関北九州道路に係る中央要望の際、石井国土交通大臣より、両県両市と国を含めた検討会のような場をつくることも考えている、とのコメントをいただいております。本市としても国の調査に協力して、必要な調査検討を深めていくとともに、国、県、経済界と連携して着実に事業を推進してまいりたいと考えております。

続きまして、物流機能の代替を果たせるのかというご質問に対してです。

下関北九州道路につきましては国の技術的支援をいただきながら、下関北九州道路調査検討会議において調査検討を進めてまいりました。その中で概略ルートにつきましては、地域の意見を踏まえ、下関と本市が最短で結ばれ、混雑緩和も期待できること。さらに災害時における代替道路の観点から、小倉北区西港町付近から下関市彦島迫町付近を結ぶルートを推奨ルート案として整理いたしました。

このような中、今年の7月の豪雨災害時には市内の幹線道路の冠水や北九州都市高速道路、関門橋、関門トンネルが通行止めとなったことから、市内各所で交通マヒの状態となりまして、市民生活や企業活動にも大きな影響を及ぼし、改めて代替道路としての下関北九州道路の重要性、必要性を再認識したところでございます。

現在、下関北九州道路の下関側の接続は、一般道路となっておりますが、その道路は現状では彦島周辺に集積する産業物流道路の基幹道路となっております。そのため物流機能は果たせるものと考えております。

しかしながら本道路の果たす役割の一つであります、産業物流の生産性をさらに向上させるためには、自動車専用道路に接続し、信頼性の高い道路網を構築することが効果的であるという風に考えております。そのため検討区間外の道路ネットワークにつきましては、国土交通省中国地方整備局がその検討を今年度から実施すると公表しておりまして、今後周辺道路との効果的・効率的なネットワークの構築につきまして検討が深まるものと考えております。

続きまして、早期復旧できる工夫をした道路とはというお尋ねでございます。

下関北九州道路の構造形式につきましては、平成29年度に車両の通行制限、異常気象の影響、観光資源としての機能などを評価指標として、橋梁案とトンネル案を比較検討しましてその特徴を整理いたしました。

さらに平成30年度には、平成29年度の調査結果を踏まえ、地域住民、企業等にアンケートを実施いたしまして、構造形式に対するニーズの把握を行っております。

アンケート調査では異常気象時や災害時に通行規制が少ない道路や、快適性、開放感のある道路、車両の重さ、積載物等に通行制限が少ない道路を重視すべきとの回答が多くあり

ました。この2年間にわたる検討の結果、橋梁案、トンネル案ともに、特徴に一長一短はあるものの、地震への影響を考えると、断層地震による影響を受けにくく、危険物積載車両の通行が可能となることや、地域ニーズを総合的に判断し、橋梁案が比較的優位として取りまとめたものでございます。

調査検討会では、大規模な台風、津波、地震が発生した場合でも通行できる道路を想定しているものではなく、被害を受けたとしても、短期間で機能回復を図ることができる道路が必要と考えております。

今年度国の直轄調査におきまして、地質、気象、海象等の調査による現地状況などを考慮した海上部の概略構造検討を実施するということになってございます。その中で検討が深まっていくものと考えております。

（老朽空き家対策）

続きまして、老朽危険空家の対策についてでございます。

安全で安心なまちづくりをすすめる本市にとりまして、地域に様々な影響を及ぼすとともに、年々増加傾向にある空き家対策は喫緊の課題であると認識しております。

建物の検査などは建築基準法に基づきまして、建物・敷地を常時適法な状態に維持するように努めなければなりません。しかしながら遺産相続などにより、遠方の複数の方々の方が所有者となり、維持管理が不十分で危険な空き家となるケースも増加しております。

本市では老朽空き家につきまして、危険度の高いものから順次是正指導を行うとともに、今年度は老朽空き家等除却促進事業の予算を1億円増額し、除却を促しているところでございます。是正指導にあたりましては、登記簿や固定資産課税情報の紹介によりまして、空き家の所有者や相続者を特定し、指導文書を発送しております。

所有者などの居住地が市内や市近郊の場合は、訪問し面談等による指導も行っておりまして、また状況に応じまして、遠方の場合でも直接訪問した事例もございます。

併せて空家の更なる増加を抑制するためには、老朽化した空家の除却だけでなく、空き家の適正管理や活用を促すことが必要でございます。

そのため昨年度は是正指導に特化した観察指導課に加え、活用などを促進するための空家活用推進室を新設するなど、体制を強化して積極的に取り組んでございます。

空き家対策は、啓発、適正管理、流通や除却に至るまで幅広く様々な取り組みが必要でございます。

今後も空家の適正な管理指導、啓発を行うとともに、関係部局及び民間事業との連携を図りながら、快適にこなせる安全で安心な居住の実現に向けて、限られた予算の中で、選択と集中により総合的に空き家対策に取り組んでまいりたいと思っております。

■保健福祉局長

（介護保険制度）

介護保険制度について、2点ご質問がございました。

まず第8期介護保険事業計画策定に向けた国の検討内容における見解についてご答弁申

し上げます。

国が推計する2040年までの人口構造の推移を見通すと、高齢者の急増から現役世代の急減に局面が変化しています。

特に団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、介護、年金などの社会保障給付費が急増する見通しであることから、持続可能な社会保障制度改革が求められています。

このような中、社会保障関係費については、骨太の方針2018の中でも負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、自助と共助の役割分担の再構築という観点から見直すこととされました。これを受けて国では、財政と医療、介護保険制度の持続可能性を確保するため、制度改革について検討がすすめております。

主な改革の方向性としては、まず要介護1・2の生活援助サービスなどの地域支援事業への移行などの保険給付範囲の在り方の見直し。次に保険者機能強化推進交付金のメリハリ付けの強化や介護療養病床等の転換の推進などの保険給付の効率的な提供、さらに在宅サービス利用者のケアプラン作成費の自己負担の導入や事業者負担の見直しなどの高齢化、人口減少化での負担の公平化、であります。

また次期介護保険事業計画の開始に向けて2020年度、制度改革法案を提出するため、社会保障審議会介護保険部会においても議論が開始されました。

本市では次期制度改革の具体案の取りまとめにあたっては、保険者の意見を十分に反映し、被保険者およびサービス事業者等に混乱をきたさないように、慎重に対応するよう、他の政令指定都市と連携し、大都市介護保険担当課長会議など、通じて国に要望したところであります。

国が行う制度改革については、検討が始まったばかりであることから、引き続き国の動きを注視してまいりたいと考えております。

続きまして、低所得者等の介護保険の負担軽減についてご答弁申し上げます。

本市は平成15年度以降、介護保険料の独自の軽減制度として、市民税非課税世帯のうち、保険料の支払いが困難で、収入や資産など、一定の要件に該当する方について本人の申請に基づき、第一段階相当の保険料を適用する制度を実施してまいりました。

さらに、平成27年度には、第二段階と第一段階を統合し、当初から軽減相当の保険料にするとともに、新たな第一段階の対象者に消費税増税分の公費約2億5千万円を投入して保険料の軽減を実施してまいりました。加えて今年4月からは、市民税非課税世帯である第一段階から第三段階の約12万7千人に対して、10月から消費税増税分の公費約10億円を投入して保険料の軽減を行い、令和2年度についても更なる保険料の軽減を検討しています。

一方、保険料滞納をしている方には、区役所の窓口で、給付制限とならないように、保険料の軽減や分割納付などの相談に丁寧に対応しております。なお利用料を支払うと生活保護が必要になるほど生活が困窮する場合には、境界層措置の一つとして、給付制限の解除などをしております。

このよう所得が低い方に対しては、様々な形で負担軽減を図っていること。また介護保険特別会計とは別枠で財源を確保して、保険料の負担軽減を図ることは、法で定められた負

担割合を超えて一般財源の繰り入れを行うことにつながるため、厚生労働省から適当でない
と示されていることから、本市独自の保険料軽減制度の見直しは考えておりません。

本市としては、介護を社会全体で支えるという介護保険制度の趣旨は、国の考え方を踏
まえ、保険者として適切な制度運営に努めてまいりたいと考えております。

■子ども家庭局長

(子ども医療費の拡充)

子ども医療費支給制度の拡充についてでございます。

安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのために、子ども医療支給制度が
果たしている役割は、大変重要と考えております。

そこで平成28年10月に、県の助成制度の見直しも踏まえて、小学校に就学する前ま
でとっていた通院医療費の助成対象を、小学校6年生まで拡充するとともに、所得制限の廃
止や現物給付の実施などの見直しを行い、子育て支援の充実を図ったところであります。

また自己負担の在り方についても、制度改正にあたって慎重に検討を進めた結果、通院
の自己負担については、3歳以上就学前は、1医療機関当たり、県の800円より低額の6
00円とし、さらに保護者のみなさんの負担を少しでも軽減するため、平成31年3月まで
は経過措置を設け、500円といたしました。小学生は県と同額の1200円を上限とした
ものであります。

一方で入院につきましては、小中学生を新たに無料とし、出生から中学校卒業まで負担
なしとしたところであります。

このように制度設計にあたってできうる限りの努力を行っており、自己負担を廃止する
ことは考えておりません。

なお出生から中学校3年生までをトータルとしてみると、制度改正前と比較して推計で
子ども一人当たり約7万円の負担が軽減されており、保護者にとって経済的効果は大きいと
考えております。

一方平成30年度の子ども医療費助成額は26億9万円となっており、うち一般財源は
19億4千万円で、制度改正前の平成27年度と比べますと、2億4千万円増加している
ところであります。

通院医療費の助成を中学まで拡充することにつきましては、さらに3学年分の経費が必要
となるうえ、県の助成対象は小学校6年生までとなっており全額一般財源で賄う必要がござ
います。このため現時点では当制度の拡充は難しいと考えておりますが、引き続き国に対す
る助成制度の創設や県に対する助成拡充などの働きかけを積極的に行ってまいりたいと考
えております。

(児童虐待防止対策)

次に児童虐待防止対策のうち、体制整備と専門性の向上のとりくみについて、ご答弁さ
せていただきます。

東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受け、国は昨年12月に児童福祉士の増員など

児童相談所の体制強化を盛り込んだ、児童虐待防止対策体制強化プランを策定いたしました。

またこのプランを受け、本年4月1日付で児童福祉法施行令が改正され、本市もこの基準に沿って児童福祉士を配置しており、本年度は昨年度より5名増員し、30名としたところであります。

今後とも国の基準に沿って計画的に児童福祉士の増員を図っていきたいと考えております。

なお、区役所子ども家庭相談コーナーについても、今年度児童虐待通告への対応を強化するため、嘱託職員2名を配置することとしております。

児童福祉士は、虐待、非行、家庭内暴力など様々な子どもに関する相談に対応し、関係機関との連携や社会資源の活用などを図りながら、子どもや家庭への援助活動を展開していくことから、児童家庭福祉に関する幅広い知識や経験、専門的な援助技術が求められます。このため児童福祉士の配置については、社会福祉士の資格を有する職員や社会福祉心理の試験区分で採用された職員の他、子どもや保護者への対応経験が豊富な保育士や教員を配置するなど、配慮しているところでございます。

また被虐待児への心のケアや、施設措置児童の親子再統合など専門的支援にかかる研修への参加や弁護士を講師とした法律研修会の開催などで、専門性の向上を図るとともに、通常より長い期間勤務する職員を増やすことにより、経験の蓄積にも努めております。今後とも計画的に児童福祉士など職員の増員を図っていくとともに、専門性の向上や経験の蓄積に資する取り組みを行っていくことで、子ども総合センターの更なる体制強化を図っていきたいと考えております。

●荒川徹議員の再質問

(プラスチックごみの減量対策)

まずプラスチックごみの減量対策ですが、国はプラスチック資源循環戦略で、2030年までに、使い捨てプラスチックの排出を25%減らすとしているが、この25%が十分か不十分かは別にして、本市で年間に排出されているプラスチックごみ全体でどれぐらいあるのか、まずそのことについて答えていただきたい。

■環境局長の答弁

私どもプラスチック排出を把握しておりますのが、市が収集している部分でございます。

その内訳を申し上げますと、まず分別回収部分、これがございますが、これにつきましてはプラスチック製容器包装、これが7000トン。あと資源化物としてのペットボトル、これが2500トン、併せて9500トンということでございます。

あと家庭ごみへ混入している部分というのがありまして、これあの、ご質問にありました製品プラスチックは、これあの家庭ごみの中に入っているわけでございますけれども、それプラス、分別されるべきプラスチック製容器包装、これを合わせたプラスチック類が14000トン。そしてペットボトルも分別されずに家庭ごみの青い袋の中に入れているのが、5000トンということで、この部分で約24000トンでございます。

その他事業系の世界がございまして、産廃の関係のプラが26000トン、その他粗大ごみなどとありますが、議員からいま、全体でということでございますが、その他に例えばスーパーなどで独自のルートの回収廃棄、再利用のルート、仕組みを確立している部分がございます。こちらにつきましては、今後詳細に把握するというのは、ハードルもあるわけですが、その部分については私どもとしても検討課題としていきたいというふうに思っております。

●荒川徹議員の質問

大量のプラスチックごみが排出されているということだと思ふ。

まずは排出抑制、当然、有効利用というか、両輪ということになると思うが、まず排出抑制をいかにして図っていくことが大事だと思う。

ハッキリしないところはあると思うが、積極的な取り組みを求めておきたい。

今後議論していかなければならない課題と思う。

次に下関北九州道路についてだが、質問すると長くなると思うので、特別委員会で取り上げさせてもらふ。

(介護保険)

介護保険の問題について、お尋ねしたい。

局長は、私が最初の質問でいくつか制度の改定について、検討がされようとしていることについて指摘した。これについて方向性が示されているわけだが、これを本市の介護保険制度を動かしている保険者として、容認できるかどうか、はっきり答弁していただきたい。

■保健福祉局長の答弁

まだ材料につきましては、財政制度審議会、それから社会保障審議会等で、まさに議論がはじまったばかりであることから、国の動向を注視してまいりたいと思っておりますけども、また今後具体的に制度改正案が出たことにつきましては、必要に応じまして、他の政令市と連携しながらですね、様々な機会を通じて、国に要望してまいりたいというふうに思っております。

●荒川徹議員の質問

制度の方向性が出てからでは遅いのではないかと。

制度の検討にあたっては十分に保険者の意見を聞けということを行っているわけでしょう。だから改定します、こういう風にしますよという方向性が出てしまってからでは、手遅れではないかと私は申し上げている。

それで今、普通徴収対象者の約3割が保険料滞納していて、それがためにサービスが利用できない人が現にいる。先ほど適切な制度運営という言葉を使ったが、いま適切な制度運営になっているかどうかというのは大問題と思う。

市長が今年、出したが公約を実行するための行程表には、最初の部分で、だれ一人取り残さないSDGsのトップランナーと書いてある。

今北九州市では介護保険制度では多くの方が、7000人以上の方が、保険料が納められないために取り残されている状態じゃないんですかこれは。この状態を何とか打開していかなければ、適切な制度運営にはならないと思うんですが。このへんどうでしょうか。市長どうでしょうか。SDGsのトップランナーを目指してらっしゃるわけで、これはやっぱり非常に重要な問題だと思います。

■保健福祉局長の答弁

先ほども答弁させていただいたように、低所得者に対する独自の負担軽減なんかもとり行っておりますし、また今回の消費税に関しまして、平成の31年と令和2年度につきましても、保険料の低所得者、第1段階、第3段階の軽減、さらに、軽減されるというような状況もございますので、そのあたりを見守りながら、また適切にですね、国に要望もしていきたいと、言う風に思っております。

●荒川徹議員の質問

今からとられる措置で、現在7226人いらっしゃる滞納者がゼロになるんですか？

払いたくても払えない人がたくさんいらっしゃるわけですよ。いろんな制度をとられていることは知っていますよ。でもそれでもこれだけいらっしゃるわけですよ。これが正常な姿かかっていうのを私は問題にしているわけですよ。

現に大都市の介護保険担当国会議が、国に対して出している要望書の中ではこう書いてある。

「現在の保険料は、高齢者の負担の限界に達しており、これ以上の負担増について理解を得ることは極めて困難である。平成27年度から実施された低所得者の保険料軽減強化策は、実施されれば一定の効果が見込まれるものの、対象者が限られており、十分とは言えない。今後も引き続き介護保険制度の安定的な運営を図るため、公費投入による低所得者の保険料軽減策に加え、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げなど」を求めているんですよ。

これは国の制度の根幹にかかわる問題ですよ。今これだけ介護保険制度が壁にぶつかっているということを行っているわけ。自ら、北九州市も含めて大都市の担当者が。その認識に立っているんですか。

■保健福祉局長の答弁

我々もですね、指定都市市長会の会議、それから大都市介護保健の局長会議、課長会議にも出席して議論はさせていただいております。そのあたりは十分認識しておりまして、しっかりと国の要望にも反映するように努めているところでございます。

●荒川徹議員の質問

国に対して要望しているという風におっしゃいますけども、例えば国が、要望に応えないということもあるわけでしょう。必ず答えるとは言えないわけでしょう。もちろん応えるようにしてもらわないといけませんけど、そのために市としても独自の対策をとるべきじゃないかということも含めてお尋ねしているわけですが、それについてはどうでしょうか。

■保健福祉局長の答弁

介護保険制度はですね、ご承知のように負担と給付ということで、社会保険方式でしっかりと財源、国の保険料、国の負担ということで、しっかりと固まった制度でございます。その制度の中でですね、いかにやっていけるかということは、知恵を出しながらですね、国にもしっかりと要望していきたいと風に思っております。

●荒川徹議員の質問

制度のことを言われますけども、制度自体の見直しを求めているんでしょう？違いますか。この要望書はそういう中身でしょう。もう限界だと言っているわけ。で、介護給付費の財源に占める国の負担割合の引き上げを求めているわけでしょう。いまちゃんと枠は決まっているでしょう。それじゃもうできないと言っているわけですよ。そのことについての認識を持ってらっしゃるんでしょうか。

■保健福祉局長の答弁

国については、25%、県12.5%、市12.5%という風に決まっておりますけども、ただ給付自体は伸びております。前回については第1号被保険者が、25%から23%、1%上がったり、第2号被保険者の保険の割合も上がったりしております。それはしっかり我々の議論も要望も反映しての結果だと思っておりますので、そのあたりは国の状況を見てですね、しっかりと要望すべきところは要望していきたいと思っております。

●荒川徹議員の質問

私が言っている意味がよく理解していただけないんじゃないでしょうか。

今のそういう枠組みそのものが、今のままだったらもう限界だという風に言っているわけですよ。政令市の介護保険担当課長会議の文書として。これはですね、今の制度自体がもう、限界にきているということをはっきり言っているわけで、その限界にきている制度を前提にした議論ではダメなんじゃないかということをおっしゃっている。そのことについての認識はどうか。

■保健福祉局長の答弁

介護保険制度が平成12年度からできて、給付は非常に増えて、北九州で言えばもう1千億円を超えていると、というような状況で非常に厳しい状況である、それをいかに克服して持続可能な保険制度にしていくかということは、国も考え、我々も知恵を出しながらですね、一緒になって考えていかないと思っておりますし、しっかりと声を出していきたいと思っております。

●荒川徹議員の要望

今の答弁では非常に不十分だと思うし、誰一人取り残さないという、そういう立場でこの問題についてもしっかり改善を図っていただきたいと、そういうことを要望して終わります。

以上